

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」において**通訳案内士**が活用可能な主な支援策一覧

中小企業庁			
	持続化給付金（仮称）（4/7）	セーフティネット貸付	セーフティネット保証
既存制度		<p>○<b>制度概要</b> 日本政策金融公庫が、社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金を融資</p> <p>○<b>対象者</b> 一時的に業況悪化を来しているものの、中長期的には業況が回復することが見込まれる中小企業等</p> <p>○<b>制度の内容</b> 貸付限度額：最大7.2億円 貸付期間：設備投資15年以内 運転資金 8年以内</p> <p>○<b>主な融資要件</b> 最近3ヶ月の売上が前年同期に比べ5%以上減少等</p>	<p>○<b>制度概要（一般保証）</b> 民間金融機関からの借入に対して信用保証を付けることにより、中小企業者の資金調達を円滑化</p> <p>○<b>保証限度額</b> 最大2.8億円</p> <p>○<b>保証割合</b> 80%※ ※創業者や小規模事業者向けは100%</p>
緊急対応策 (2/14・3/10・3/18・3/31・4/7・4/10・4/20)	<p><b>【給付対象】</b> 中堅企業、中小企業、小規模事業者、<b>フリーランスを含む個人事業者等</b>、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者</p> <p><b>【給付額】</b> 前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) ※上記の算出方法により、<b>法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。</b></p> <p>※詳細な条件や申請方法等については、経済産業省HP等参照</p>	<p><b>融資要件を緩和（2/14）</b> 「最近3ヶ月の売上が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる中小企業等を融資対象とする</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を創設（3/10）</b> 売上が減少している等の中小・小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付を実施し、<b>▲0.9%の金利引下げ</b>を措置(さらに、売上高急減中小企業者等について、<b>3年間利子補給により実質的に無利子化（最大上限1億円）</b>)</p> <p><b>フリーランスを含む個人事業主</b>や売上高が急減している中小・小規模事業者については、<b>信用力や担保にかかわらず実質的に無利子化</b> ※いずれも貸付限度額は最大別枠3億円</p>	<p>経営の安定に支障が生じている中小企業者(<b>個人事業主も活用可能</b>)を、一般保証とは別枠(最大2.8億円)の保証の対象とする資金繰り支援(2/14)</p> <p><b>&lt;4号【地域】&gt;</b> 幅広い業種で影響が生じている地域(全都道府県)について、<b>一般枠とは別枠※</b>で借入債務の<b>100%</b>を保証(3/2)</p> <p><b>&lt;5号【業種】&gt;</b> 特に重大な影響が生じている業種(<b>通訳業・通訳案内士業が指定</b>)について、<b>一般枠とは別枠※</b>で借入債務の<b>80%</b>を保証(4/8) ※セーフティネット保証4号・5号あわせて限度額2.8億円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>危機関連保証の発動（3/10）</b> セーフティネット保証4号・5号に加えて融資額の<b>100%</b>を保証(<b>最大2.8億円</b>)する<b>危機関連保証</b>を初めて発動する</p>

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」において**通訳案内士**が活用可能な主な支援策一覧

	総務省	厚生労働省
	生活支援臨時給付金（仮称）（4/7）→特別定額給付金（仮称）（4/20）へ変更	緊急小口資金等の貸付・助成金
既存制度		
2/14 ・ 3/10 ・ 3/18 ・ 3/31 ・ 4/7 ・ 4/10 ・ 4/20 (	<p><b>【給付対象者】（4/20）</b>                  基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者                  受給権者は、その者の属する世帯の<u>世帯主</u></p> <p><b>【給付額】</b>                  給付対象者1人につき10万円</p>	<p><b>個人向け緊急小口資金等の貸付（3/10）</b>                  個人事業主を含む個人に対する緊急小口資金による貸付を実施（10万円（一定の場合（学校休業）に20万円）を貸付、資金貸付の据置期間や償却期限の延長・償還免除等）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>20万円の貸付条件を緩和し、<b>学校休業に関わらず</b>上限額を20万円に拡充（3/18）</p> <p><b>保護者の休暇取得支援（3/10）</b>                  小学校等の臨時休業に伴い、仕事を休職した労働者へ有給休暇を取得させた企業に対し、新たな助成金制度を創設（10/10、日額上8,330円）</p> <p><b>個人就業予定者（委託を受けて個人で仕事をする方）</b>に対しても支援を実施（日額4,100円）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>対象期間延長（4/1～6/30）（3/31）</p>